

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年九月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和七年九月五日

指令川建セ第〇七〇〇二一号

二 検査済証番号

令和七年九月九日

川建セ第〇七〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字天沼五百四十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市石橋千百四十四番一 ジョイフラット青島二―二〇二

照井 直